

越 監 公 表 第 1 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和5年(2023年)1月20日付け越監第162-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

行財政部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 収納事務において、市税の減免をするにあたり適切な事務処理を行っていないものがあった。

固定資産税・都市計画税の減免にあたっては、越谷市税条例の規定上、減免を受けようとする者からの申請書等の提出を要することとされている。

当該事務処理の状況について確認したところ、前年度に減免を認める理由とした状況等が特に変化していないと認められる一部の固定資産について、所要の意思決定手続きもなしに、翌年度以降の各年度における減免申請を求めることなく継続して減免しており、同条例の規定に照らして不明瞭な取り扱いとなっていたものである。(資産税課)

【措置等の内容】

公益のために直接専用している固定資産に対する固定資産税・都市計画税の減免については、令和3年度から毎課税年度減免申請書の提出を要せず、確認をすることで減免申請があったとみなして減免をしていましたが、所要の手続きを行っていませんでした。

今回の指摘を受け、当該取扱いについて、越谷市税条例施行規則第12条に基づく意思決定をあらためて行いました。

今後における減免申請書の取扱いに係る明確化については、他の税目における取扱いも調査し、より適切なものとなるよう更なる検討をしていきます。